

医師・看護師・介護職員の大幅増員を 日本医労連増員闘争ニュース

第 27 号

2008 年 9 月 11 日

日本医労連増員闘争本部

TEL:03-5806-2321

FAX:03-5806-2322

08 増員闘争推進全国活動者会議開く

「看護職員確保法の改正を力ゆるめずに」

9月3—4日、増員闘争推進全国活動者会議を開催しました。会議には229人が参加。田中千恵子執行委員長が「後期高齢者医療制度への国民の怒りや運動、私たちの増員を求める運動が、福田首相を辞任に追い込む力になった。看護職員確保法の改正を力ゆるめずがんばろう」とあいさつ。講演、基調報告、看護対策委員会報告、全体討論と続き、二日目には、7分科会で職場の実態を出し合いながら、討論、交流しました。各分科会の討論について、それぞれ紹介します。(医療労働者1482号・9月11日付に討論要旨を掲載) 第27号では、第1分科会の第1～3分散会を掲載します。

① 「大幅増員・確保法改正」分科会・第1分散会 報告田中千恵子執行委員長

田中千恵子、木口栄、高橋徹、太田千枝子が運営した。

27名が参加、3年間の運動で大きな世論をつくり前進はありましたが、「確保法改正」には至っていないことから、秋闘の個人署名と、11.12ストライキを成功させるための集中的な討論を行いました。

署名用紙については、『看護師になって良かった』というような明るい表現、看護師にも患者さんにも国民にも一目で分かるようなものにしてほしい」等々、積極的な意見が相次ぎました。個人署名、ストライキ提起には「この間の署名はかつてなく頑張ったが、確かに現場の看護師一人一人が運動に参加できたかといえは不十分だった、個人署名を徹底する中で、11.12ストライキを成功させよう」また、「未組織の看護師や最賃運動で未組織を訪問したような運動で組織拡大にも結びつけよう」「スト権投票に参加してもらおう運動が大事、個人署名は一人一人の組合員に足を運んで訴えることができる、絶好のチャンス、まず組合員の署名を集めきろう」等々、活発な討論となりました。

また、「ストライキを打てるか否か、力量が問われる、これから徹底するのは大変」との率直な意見も出され、「今までのストライキと同じではいけない、悩み抜きながらもストライキ態勢を作っていく」と等々、11.12ストライキの意義を徹底させる必要性が強調されました。

7:1について、「看護師数が増えて良い」という声と、「年休が取れない、外来の看護師が病棟に引き上げられた」等々の声があり、「7:1取得が経営側の収入増にとどまっている、看護師自身が『こういう看護がしたい』』というような増員運動が重要」との意見もありました。田中委員長が、何としても確保法を改正させると同時にこの運動を通じて、労働組合を活性化させ次世代を作っていく、とまとめました。



①「大幅増員・確保法改正」分科会・第2分散会 報告・相沢幸敏書記次長

第2分散会には、中執と看護対策委員の4名を含め、23組合27名が参加しました。各組合の状況や、法改正署名の内容、10月19日の集会への取り組み、11月12日のストなどについて、討論を行いました。

法改正署名については、署名をしてもらおう対象はどうするのか、果たして署名を集めることができるのかなどの意見が出されました。改めて、現場の状況はどう

なっているのか実態が交流され、看護師が純増されずに7対1看護基準をとっても現場の実態は中々改善されないことや、そもそも看護師の絶対数が足りないのではなど意見交換されました。このような現場の実態と、この間の署名の取り組みや自治体決議、署名紹介国会議員数、世論の状況などの到達点を討論する中で、看護師確保法改正へ向けての署名の位置づけや必要性が明らかになり全体の共通認識となってきました。看護師自身が立ち上がることの重要性と末組織の看護師にも訴えるなど広く署名を進めることが強調されました。また、法改正を政府に迫っていくためにも10月19日の集会を大いに成功させることの重要性が語られました。



秋闘の回答を受けての指定日翌日のストについても、その重要性が強調されるとともに、産別全体の運動とするためのきちんとした意志統一の徹底を重視すべきと意見が出されました。参加者に聞きましたらストライキを体験したことのない仲間が6人いました。なぜストを行うのかその目的と意義、そもそもストライキとは、さらに具体的なやり方などについて、ていねいにきめ細やかに取り組むことが必要との意見が出されました。

国会の動きをみても、現場の厳しい状況を変えていく絶好の機会ともなっていることを、私たちの確信にしていきたいと思いますと確認して分散会を終えました。

①「大幅増員・確保法改正」分科会・第3分散会 報告・山田真巳子執行委員



「わかった。これまでの到達とこれからの課題を聞いて、すっきりした。」と、参加者から声が出た。

「大幅増員・確保法改正」第3分散会は22名の参加で始まった。

3年間の増員闘争を振り返りながらの自己紹介では「署名は地域でどんどん集まった。地域に出ると元気になる」「職場が忙しく、署名が集まらない」「運動しても職場は一層深刻になっていく。やっても変わらないという雰囲気がある」「ストライキ、今の状況で結集できるのか」などの声が続く。

木間副委員長の発言、「3年間の運動で、全会一致の国会採択は画期的なこと。法律改正しなければいけないのに、看護師については、厚労省がサボっている。厚労省に作業を進めさせる運動が必要だ。全組織が一言メッセージを含め、職場要求を出し切ること。世論喚起として11.12のストライキをする。法改正をめざす取組みだ」。この説明で、発言も次々と。「到達がみんなのものになっていない。どう知らせていくか。伝われば、急速にすすむ」「確かに変化がおきているのを感じる」「確保法が改正されれば、診療報酬や看護体制も変わる。患者からも経営者からも支持される取組みが必要」「組合そのものが試されている」「確保法、ストライキ、若い人にもわかる資料も欲しい」「我々のストライキは世論に訴えるもの。創意工夫が必要」「署名用紙不足しないよう、たっぷり作って欲しい」「本気にならないとマスコミも来ない」「サボっている厚労省にプレッシャーをかけよう」と、時間いっぱい続いた。

この論議を、各ブロックで、各組織でしていこうと心にとめて、分散会を終えた。